

## ■ 名前 窪田鉄郎

コメントをお送りしますので、よろしくお願い致します。

「ソフトウェア取引の収益の総額表示についての会計上の考え方」  
について

1. リスク（瑕疵担保、在庫リスク、信用リスク）は、すべて負っていないと総額表示はできないのでしょうか？  
また、信用リスクについては、ソフトウェアと合わせて、お客様が発注するハードウェアについて、ソフトウェアの販売会社を信用して、お任せして、発注したというだけでは、信用リスクにはならないのでしょうか？  
自分でハードウェアを選定するよりは、ソフトウェアの販売会社に任せる方が安心というお客様も多くいると思われれます。
2. 「ソフトウェア開発の占める割合が小さい」とありますが、どの程度で判断すればよろしいのでしょうか？
3. 「機器にソフトウェアを組み込んだ製品の売手が、製品の仕様や対価の決定に関与していない場合」とありますが、関与の程度と、また関与したことの確証は、どのようなものになりますでしょうか？  
何かドキュメントが必要でしょうか？
4. いわゆる売上高のかさ増しのための取引ではなく、通常のソフトウェアの販売の過程で生じるハードウェアの販売も、この会計基準に従わなくてはならないのでしょうか？

以上です。

よろしくお願い致します。

その他、全体的には、よりいっそうの具体的事例に対して、何が必要かを明示していただけると助かります。

窪田鉄郎